

休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

岡崎信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 当金庫が行政庁から認可を受けた次の事由

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	<p>①預金者等の申出による通帳の発行（再発行に限る。）</p> <p>②預金者等の申出による契約内容の変更</p> <p>ア. キャッシュカードの再発行</p> <p>イ. お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除</p> <p>ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。</p> <p>(ア) 通帳・お届け印・キャッシュカードの紛失・盗難</p> <p>(イ) 郵便案内不要の申出</p> <p>(ウ) 日常生活自立支援事業の申出</p>
普通預金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <p>ア. 通帳の発行（再発行を含む。）</p> <p>イ. 通帳の記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）</p> <p>ウ. 通帳の繰越</p> <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更</p> <p>ア. キャッシュカードの再発行</p> <p>イ. 総合口座への定期預金の組入・組入の解除</p> <p>ただし、平成31年3月1日以降のものに限る。</p> <p>ウ. お客さまの申出による次の注意コードの設定・解除</p> <p>ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。</p> <p>(ア) 通帳・お届け印・キャッシュカードの紛失・盗難</p> <p>(イ) 郵便案内不要の申出</p> <p>(ウ) 日常生活自立支援事業の申出</p> <p>③総合口座規定に基づく預金については、一方の預金に当金庫が採用した異動事由が発生した場合、他方の預金にも発生したとすることとする。</p>
貯蓄預金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <p>ア. 通帳の発行（再発行を含む。）</p> <p>イ. 通帳の記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。）</p> <p>ウ. 通帳の繰越</p> <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更</p> <p>ア. キャッシュカードの再発行</p> <p>イ. お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除</p> <p>ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。</p> <p>(ア) 通帳・お届け印・キャッシュカードの紛失・盗難</p> <p>(イ) 郵便案内不要の申出</p> <p>(ウ) 日常生活自立支援事業の申出</p>

預金等の種類	認可を受けた事由
納税準備預金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 通帳の発行（再発行を含む。） イ. 通帳の記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。） ウ. 通帳の繰越 <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更</p> <p style="padding-left: 2em;">お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 通帳・お届け印の紛失・盗難 イ. 郵便案内不要の申出 ウ. 日常生活自立支援事業の申出
通知預金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 通帳、証書の発行（再発行を含む。） イ. 通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 解約予定日の設定・変更 イ. お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除 <p style="padding-left: 2em;">ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 通帳・証書・お届け印の紛失・盗難 (イ) 郵便案内不要の申出 (ウ) 日常生活自立支援事業の申出

預金等の種類	認可を受けた事由
期日指定定期預金	①次の預金者等の申出によるもの ア.通帳、証書の発行（再発行を含む。） イ.通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） ②次の預金者等の申出による契約内容の変更に限る。 ア.方式変更 (ア)通帳式から証書式または通帳式への変更 (イ)証書式から通帳式への変更 イ.お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除 ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。 (ア)通帳・証書・お届け印の紛失・盗難 (イ)郵便案内不要の申出 (ウ)日常生活自立支援事業の申出
自由金利型定期預金 （M型）（スーパー定期）	同上
自由金利型定期預金 （大口定期預金）	同上
変動金利定期預金	同上
定額複利預金	同上

預金等の種類	認可を受けた事由
自動継続期日指定定期預金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 通帳、証書の発行（再発行を含む。） イ. 通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 方式変更 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 通帳式から証書式または通帳式への変更 (イ) 証書式から通帳式への変更 イ. 総合口座への定期預金の組入・組入の解除 <ul style="list-style-type: none"> ただし、平成31年3月1日以降のものに限る。 ウ. お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除 <ul style="list-style-type: none"> ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。 (ア) 通帳・証書・お届け印の紛失・盗難 (イ) 郵便案内不要の申出 (ウ) 日常生活自立支援事業の申出 <p>③総合口座に基づく預金については、一方の預金に当金庫が採用した異動事由が発生した場合、他方の預金にも発生したこととする。</p>
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
自動継続変動金利定期預金	同上
自動継続定額複利預金	同上
定期積金	<p>①次の預金者等の申出によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 通帳の発行（再発行を含む。） イ. 通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く。） <p>②次の預金者等の申出による契約内容の変更に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ. お客さまからの申し出による次の注意コードの設定・解除 <ul style="list-style-type: none"> ただし、平成30年1月1日以降のものに限る。 ア. 通帳・お届け印の紛失・盗難 イ. 郵便案内不要の申出 ウ. 日常生活自立支援事業の申出

以上